

贈与
らくちんたく
じゅうろく暦年贈与信託

本商品は、金銭の信託を受けるものではなく、暦年課税制度を利用した
贈与手続を十六銀行が有償でサポートするサービスです。

商品についてのお問い合わせ

詳しくは、お近くの十六銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

贈与
らくちんたく
じゅうろく暦年贈与信託



お元気うちに、大切なご家族へご資産を ゆずり渡す方がふえています。

2015年1月より相続税・贈与税の税制が改正され、相続税の負担や課税対象となる人が大きくふえました。そのため、相続税対策として生前贈与への関心が高まっています。



相続税の基礎控除の縮小

改正前(2014年12月31日まで)
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

4割縮減!

改正後(2015年1月1日から)
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

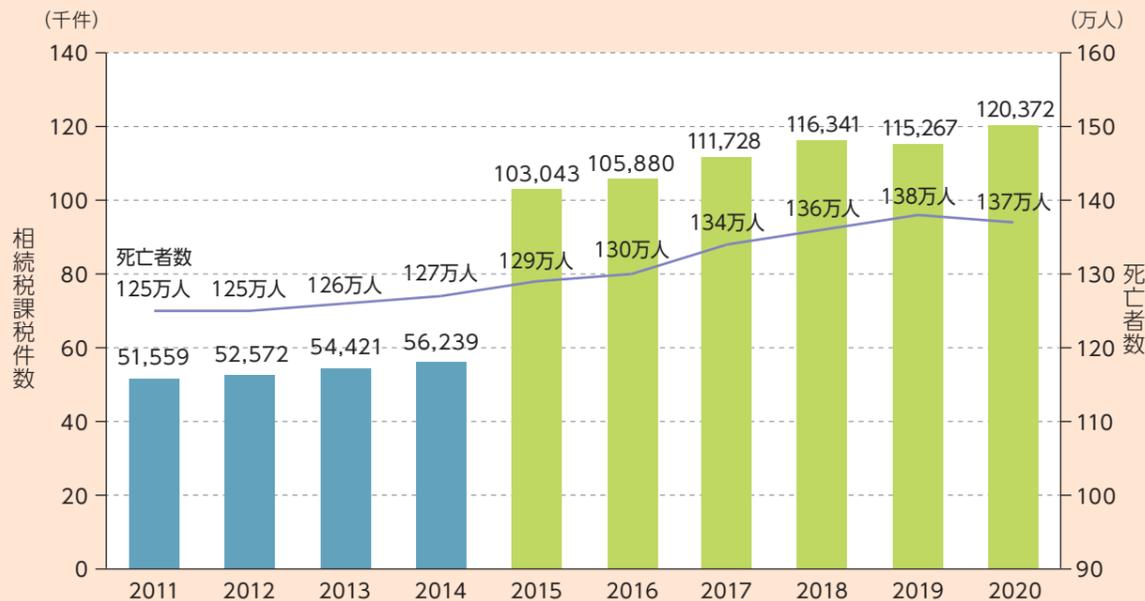
Point!

今まで相続税がかからなかった方もかかる可能性があります。

参考 相続税課税件数および死亡者数の推移

相続税制の改正後の2015年以降、相続税の課税件数が倍増しています。

相続税課税件数および死亡者数の推移



出典: 国税庁統計年報書 厚生労働省「人口動態統計」

暦年課税(通常の贈与)

贈与税には基礎控除があり、贈与を受けた財産価格が1年間(1月1日から12月31日まで)で110万円までの場合には、贈与税がかかりません。

1年間に贈与を受けた財産価格が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。

暦年課税の贈与税の計算方法

$$\text{贈与税額} = (\text{1年間に贈与を受けた財産価格(合計額)} - \text{基礎控除110万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの方法があります。相続時精算課税を選択すると、その贈与者からの贈与については、暦年課税に変更することができません。そのため、事前に十分な検討が必要です。

参考

生前贈与をする場合の注意点

生前贈与は相続税を軽減する有効な手段ですが、贈与者と受贈者の間で合意しているという贈与の事実を「贈与契約書」などにより明確にしておく必要があります。

贈与事実の心証を得るために

- ・毎年の贈与契約書を作成し、必ず保管する。
- ・贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みをする。
- ・贈与税の申告を行い、申告書の控えを保管する(贈与税を納める場合)。
- ・贈与される口座・通帳・印鑑などは、受贈者が自分自身で保管・管理しておく。



贈与契約書の例

[生命保険料の贈与を行う場合のポイント]

- ・保険料を口座引落としにする場合は、受贈者の口座から引落としをする。
- ・保険料の贈与をする場合、贈与者が生命保険料控除を使わない。

保険料の贈与は、昭和58年9月に国税庁長官が各国税局宛てに発信した事務連絡によって一般的に認められています。これによると「贈与事実の心証が得られたものは、これを認める」と明記されています。ただし、子どもや孫等の受贈者の年齢が若い場合贈与された事実を理解できないような場合は、暦年課税の贈与を否認される恐れがあります。

また、相続発生前一定期間内*の贈与は、相続税の算出の際に課税対象に含まれます。そのため、生前贈与を行う場合には、計画的に行うことが重要です。

*2024年1月1日以降法改正により相続税の課税価格に加算(持ち戻し)される期間(現行3年、改正後7年)が変更となります。

生前贈与を活用することで、 相続財産をへらすことができます。

前提条件

家族構成



父、子2人(法定相続人は子2人のみ)

相続財産



3億円

(相続税評価額)

生前贈与の期間

10年



※贈与税は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者が直系尊属から贈与を受けたものとします。
 ※相続税は父の相続時に法定相続人2人が法定相続分どおりに相続したものとします。
 ※父の相続開始前一定期間内(持ち戻し期間内)の贈与はないものとします。
 ※他の所得にかかる税金等は考慮していません。

生前贈与を行わなかった場合



相続財産
3億円

相続税 6,920万円
合計 6,920万円

実質税率：23.1%

各々に毎年110万円を贈与した場合



贈与財産 2,200万円

相続財産
2億7,800万円

贈与税 0万円
相続税 6,040万円
合計 6,040万円

差額 880万円

実質税率：20.2%

各々に毎年310万円を贈与した場合



贈与財産 6,200万円

相続財産
2億3,800万円

贈与税 400万円
相続税 4,480万円
合計 4,880万円

差額 2,040万円

実質税率：16.3%

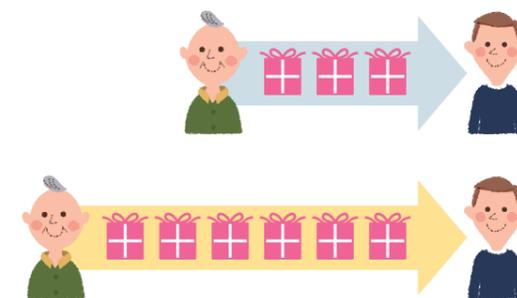
※「相続時精算課税」を選択した場合は、別計算となります。

生前贈与をうまく活用するポイント

早めに対策を始めましょう!

年間110万円までの基礎控除を毎年活用することができます。また、相続開始前の一定期間内*の贈与は、相続財産に加算(持ち戻し)されてしまうことも考慮しましょう。

*2024年1月1日以降法改正により相続税の課税価格に加算される期間(現行3年、改正後7年)が変更となります。



できるだけ多くの財産を贈与しましょう!

一度に多額の財産を贈与すると贈与税の負担が重くなる一方、相続税の課税対象となる相続財産を減らす側面もあるため、相続税とあわせて考えると負担が軽くなる場合があります。



できるだけ多くの人へ贈与しましょう!

贈与税の基礎控除は、受贈者それぞれに適用されます。そのため基礎控除110万円×贈与する人数分の財産が非課税の扱いとなります。



世代を飛び越えた贈与も検討しましょう!

財産を一世代先のお孫さまへ直接贈与することで、お子さまからお孫さまへの一世代分の相続税の課税を減らすことができます。またお孫さまへの贈与は、相続開始前一定期間内(持ち戻し期間内)*の贈与でも、相続財産に加算されません。

注) 贈与者の相続において、お孫さまが相続や遺贈を受けていない場合。

*2024年1月1日以降法改正により相続税の課税価格に加算(持ち戻し)される期間(現行3年、改正後7年)が変更となります。



参考 相続税・贈与税の実質税率表

単位(万円)

単位(万円)

相続税

遺産総額 (課税価格の合計)	配偶者がいる場合								配偶者がいない場合							
	配偶者と子ども1人		配偶者と子ども2人		配偶者と子ども3人		配偶者と子ども4人		子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率								
3,000万円	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000万円	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	40	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	0	0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	0	0%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	60	1.0%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	50	0.8%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	160	2.3%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	100	1.3%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	260	3.3%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	163	1.9%	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	360	4.0%
10,000万円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	225	2.3%	1220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	460	4.9%
15,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	588	4.0%	2860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
20,000万円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	1,125	5.7%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
25,000万円	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	1,688	6.8%	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	3,120	12.5%
30,000万円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	2,350	7.9%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
35,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	3,100	8.9%	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	6,080	17.4%
40,000万円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	3,850	9.7%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	7,580	19.0%
45,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	4,600	10.3%	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	9,080	20.2%
50,000万円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	5,500	11.0%	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	11,040	22.1%
55,000万円	8,730	15.9%	7,618	13.9%	6,900	12.6%	6,438	11.8%	21,500	39.1%	17,460	31.8%	14,980	27.3%	13,040	23.8%
60,000万円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	7,375	12.3%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%	15,040	25.1%
65,000万円	11,000	17.0%	9,745	15.0%	8,775	13.5%	8,313	12.8%	26,570	40.9%	22,000	33.9%	18,990	29.3%	17,040	26.3%
70,000万円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	9,300	13.3%	29,320	41.9%	24,500	35.0%	21,240	30.4%	19,040	27.2%
75,000万円	13,500	18.0%	11,995	16.0%	11,010	14.7%	10,300	13.8%	32,070	42.8%	27,000	36.0%	23,490	31.4%	21,040	28.1%
80,000万円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	11,300	14.2%	34,820	43.6%	29,500	36.9%	25,740	32.2%	23,040	28.8%
85,000万円	16,000	18.9%	14,248	16.8%	13,260	15.6%	12,300	14.5%	37,570	44.2%	32,000	37.7%	27,900	33.0%	25,040	29.5%
90,000万円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	13,400	14.9%	40,320	44.8%	34,500	38.4%	30,240	33.6%	27,270	30.3%
95,000万円	18,500	19.5%	16,623	17.5%	15,510	16.4%	14,525	15.3%	43,070	45.4%	37,000	39.0%	32,500	34.3%	29,520	31.1%
100,000万円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	15,650	15.7%	45,820	45.9%	39,500	39.5%	35,000	35.0%	31,770	31.8%

贈与税

贈与額	贈与税額	実質税率
110万円	0	0%
120万円	1	0.9%
130万円	2	1.6%
140万円	3	2.2%
150万円	4	2.7%
160万円	5	3.2%
170万円	6	3.6%
180万円	7	3.9%
190万円	8	4.3%
200万円	9	4.5%
210万円	10	4.8%
220万円	11	5.0%
230万円	12	5.3%
240万円	13	5.5%
250万円	14	5.6%
300万円	19	6.4%
400万円	33.5	8.4%
500万円	48.5	9.7%
520万円	52	10.0%
600万円	68	11.4%
700万円	88	12.6%
800万円	117	14.7%
900万円	147	16.4%
1,000万円	177	17.7%
1,100万円	207	18.9%
1,170万円	234	20.0%
2,096万円	628.7	30.0%

※法定相続分どおりに遺産を取得した場合の相続税総額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。
 ※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し、他の税額控除は考慮していません。
 ※2015年1月1日以降の相続もしくは贈与に適用される税率に基づき試算しています。なお、贈与税の計算については直系尊属から18歳以上の人が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。

贈与額設定

例えば遺産総額が2億円で配偶者あり・子ども1人の場合、相続税額は1,670万円、実質税率は8.4%となります。この場合、8.4%を下回る実質税率の贈与額を設定することがひとつの目安となります。

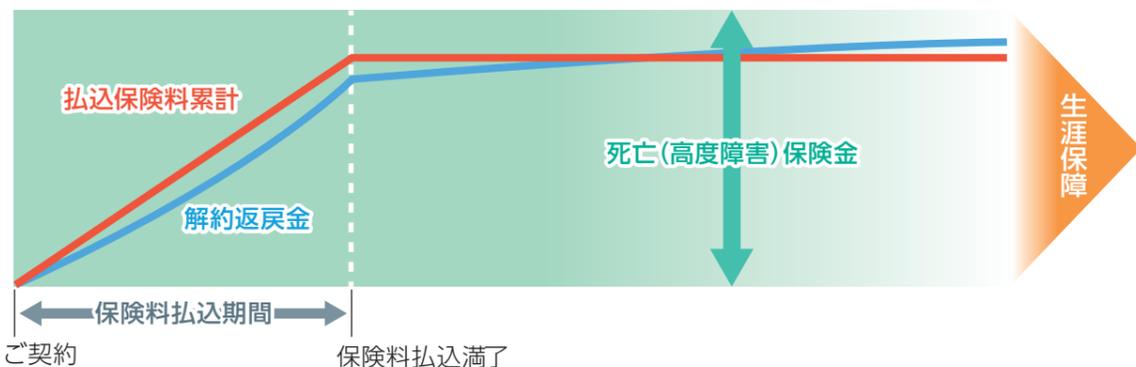
当資料の税務取扱等に関する記載は、2023年4月現在の税制・法令等に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

〈生前贈与〉応用編

贈与した資金を生命保険の保険料として活用する。

納税資金を効果的に準備することや受贈者の資産形成が可能です。

一般的な終身保険のイメージ



終身保険のメリット	死亡保障を一生涯にわたって確保できます。 一般的には払込保険料と同等またはそれ以上の解約返戻金があります。
-----------	--

契約形態別にみたポイント

契約例①



- 万一があった際の死亡保険金を相続税の納税資金として活用することができます。
- 死亡保険金は受取人の固有財産として遺産分割協議の対象外となります。

契約例② (贈与者:親)



- 親から孫へ直接贈与することで相続税の納税を1回減らすことができます。
 - 相続人が相続発生前一定期間内(持ち戻し期間内)*に受けた贈与は相続税に含めて試算しなければなりません。孫が受けた贈与は相続財産に含める必要がありません(ただし遺贈による贈与は除きます)。
 - 解約返戻金は孫の財産であり、将来の結婚資金・住宅購入資金として活用することも可能です。
- *2024年1月1日以降法改正により相続税の課税価格に加算(持ち戻し)される期間(現行3年、改正後7年)が変更となります。

生命保険を活用すれば無駄遣いしてほしくないという親の想いを実現することができます。

上記の記載内容は、一般的な保険商品について説明およびイメージを記載したもので、特定の保険商品を推奨または勧誘するものではありません。これらの保険商品には、お客さまにご負担いただく費用およびリスクが発生する場合があります。発生するリスクや費用等は商品によって異なりますので、詳細につきましては、当行までお問い合わせください。

生前贈与の注意すべきポイント

確実な贈与を行うには… ?

- 贈与のたびに贈与契約書を作成すること。
- 贈与者の口座から受贈者の口座へ振り込むこと。
などの手続きが必要です。

贈与税の非課税枠は… ?

- 非課税枠は、年間110万円まで。
- 翌年に繰越しはできません。

こんな生前贈与していませんか？

～贈与として認められない可能性があります～

名義預金



子どもに何かあったときのために渡してあげようと思って、子ども名義の口座をつくって、内緒で積み立てしているの。

お子さまがその事実を知らない場合、贈与は成立しません。口座名義はお子さまでも、その預金は親御さまの財産とされます。このような預金をいわゆる「名義預金」といい、税務調査において問題となる場合があります。



定期的な贈与



子どもにこれから「10年間、毎年100万円ずつ贈与する」って約束したんだよ。

その贈与を約束した年に、「将来にわたって1,000万円をもらえる権利を贈与した」とみなされて、贈与税が課税されてしまいます。



ご親族さま等への「生前贈与」に安心してご利用いただけます。

本商品をご利用いただくことで暦年課税制度の条件を満たす贈与を簡単に行うことができます。

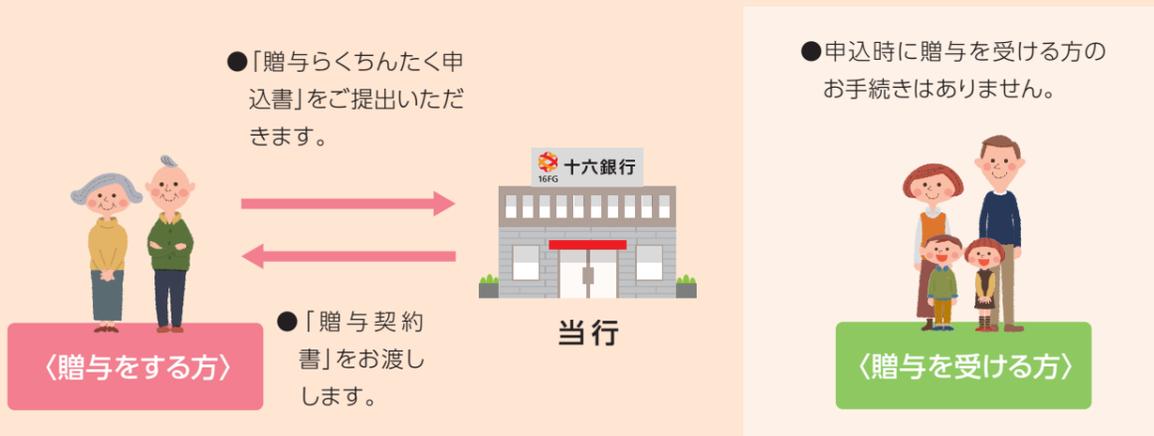
毎年の贈与に関するお手続きを当行がサポートします。

当行から毎年一定の時期に「贈与契約書」や「贈与手続に関するご案内」をお送りしますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。

贈与に関する報告書をお送りします。

報告書には、本商品を利用して贈与された金額や贈与を受けた方を記載しますので、次回以降の贈与をお考えいただく際にお役立ていただけます。

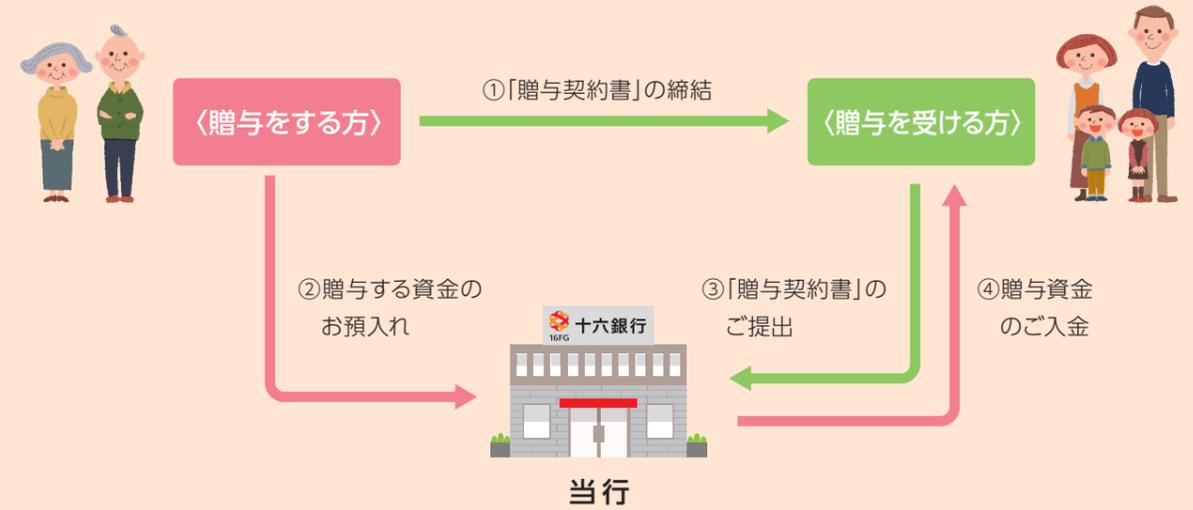
申込手続の流れ



〈贈与をする方〉ご契約時に必要な書類等

- 1 贈与らくちんたく申込書（ご来店時にご記入いただけます。）
- 2 お届印
- 3 当行の普通預金口座
（当行で普通預金口座をお持ちでない場合は、ご開設いただく必要がございます。）
- 4 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
（3の普通預金口座のご開設に必要となります。）

贈与手続の流れ



	当行	贈与をする方	贈与を受ける方
「贈与契約書」のご提出	「贈与契約書」をお渡しします。	「贈与契約書」に署名捺印いただき、贈与を受ける方にお渡しください。	「贈与契約書」に署名捺印いただき、当行へご提出ください。
贈与資金のお預入れ		ご指定いただいた普通預金口座に贈与するご資金をお預入れください。	
贈与資金のご入金	「贈与契約書」が当行に到着した翌月の5営業日までに贈与を受ける方の普通預金口座にご入金します。		

「贈与契約書」は毎年11月末日までに当行へご提出ください。

「贈与契約書」を当行へご提出いただくまでに、贈与するご資金をお預入れください。

商品概要

当行にご提出いただいた贈与契約書に基づき、贈与をする方の当行普通預金口座から、あらかじめご指定いただいた贈与を受ける方の普通預金口座へ贈与契約書の記載金額をご入金する商品です。

贈与をする方

当行に普通預金口座のある日本国内居住の個人のお客さま

贈与を受ける方

原則、贈与をする方の3親等以内の日本国内に居住のご親族さま

取扱通貨

円貨のみ

契約期間

本商品申込日の属する年を含めて5年間

※ただし、申込日が12月1日から12月31日までの場合は、申込日の属する年の翌年から5年間となります。

※ご契約期間終了後、ご継続をご希望の場合は、改めてお手続きが必要となります。

手数料

申 込 手 数 料:贈与を受ける方お1人につき 55,000円(税込)

期間中手数料:無料*

*「贈与をする方」から「贈与を受ける方」への贈与資金の入金についての振込手数料もかかりません。



当行からのご案内

ご案内物	ご案内先	時 期	内 容
贈与報告書	「贈与をする方」 「贈与を受ける方」	毎年2月頃	本商品を利用して贈与された金額や贈与を受けた方を記載した報告書をお送りします。
贈与契約書	「贈与をする方」		「贈与契約書」をお送りします。
贈与手続に関するご案内		毎年9月頃	8月末時点で当年の贈与手続をされていない方にご案内します。

暦年贈与に関してご注意いただきたい事項

- 「贈与契約書」に、贈与をする方・贈与を受ける方(未成年者等の場合は親権者(後見人))それぞれご本人さまが署名捺印ください。
- 当行での贈与のお手続き完了後は、お取消しや贈与をする方の払戻しなどには応じられませんのでご注意ください。
- 毎年の贈与にあたっては、相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。
- 「贈与契約書」のご提出や贈与するご資金のお預入れが一定期間確認できない場合は、その年の贈与手続を行えない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 贈与を受ける方の普通預金口座は、贈与契約書をご提出いただくまでにご開設のお手続きを行ってください。
- 本商品により贈与を受ける方の口座の通帳およびお届けのご印鑑は、必ず贈与を受ける方(未成年者等の場合は親権者(後見人))が管理してください。
- 贈与税の年間基礎控除額である110万円を超える額の贈与を受けた場合や、すでに定期的に贈与すること(例:合計500万円を毎年100万円ずつ5年間で贈与する)を約束されている場合などは、贈与税の申告や納付が必要となる場合がございます。
- 本内容は、贈与を受ける方へも必ずご説明いただき、贈与額をご決定ください。
- 贈与税の税務上の取扱いについては、最寄りの税務署や税理士等の専門家にご相談ください。

本商品は、「将来の贈与に関する約束ではなく、毎年、贈与する方が贈与の相手および金額を決定し贈与をする方と贈与を受ける方間で贈与契約が都度、締結されるものであり、この商品による贈与は、直ちに、定期金に関する権利の贈与*には該当しない。」との当行の見解について、税務当局より特段の指摘は受けておりません(2023年4月現在)。ただし、今後の税制改正や今後確定する法令等により本見解とは異なる課税関係が生ずる場合があります。

*一定期間にわたって毎年一定額の贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている贈与の場合には、年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利の贈与を受けたものとみなされます。

Q 本商品申込時に指定した人にしか贈与することができないのですか。

A 「贈与を受ける方」については、あらかじめご指定いただく必要があります。
申込時点でご指定されていない方への贈与を希望される場合は当行所定のお手続きにより「贈与を受ける方」を変更いただき、贈与をすることができます。なお、「贈与を受ける方」を追加したい場合は、新たに申込手続きをしていただきます。

Q 孫や養子、未成年者を「贈与を受ける方」に指定できますか。

A 原則、贈与をする方の3親等以内の日本国内に居住のご親族さまであれば、ご指定いただくことができますので、お孫さまやご養子さまを「贈与を受ける方」にご指定いただけます。
未成年者の方をご指定いただくことも可能です。未成年者の方と贈与契約書を締結される場合は、親権者(後見人)さまにより贈与契約書に署名捺印をいただく必要があります。

Q 1年間に贈与できる金額の上限はありますか。

A 贈与される金額に上限はございません。贈与税の年間基礎控除である110万円を超える金額でも贈与していただくことができます。

Q 本商品を利用した贈与について、贈与する回数や人数に制限はありますか。

A 制限はありません。ただし、「贈与を受ける方」はあらかじめご指定いただく必要があります。
また、贈与の都度、「贈与契約書」のご締結・ご提出が必要となります。

Q 贈与契約書を使わずに贈与することはできますか。

A 本商品専用の贈与契約書の提出が必要となります。お客さまでご用意いただいた贈与契約書による贈与、または贈与契約書を用いない「贈与を受ける方」への振込みは本商品の対象外となります。

Q 「相続時精算課税制度」との併用はできますか。

A 「暦年課税制度」は、「相続時精算課税制度」との併用はできません(「贈与をする方」からの贈与について、相続時精算課税制度を選択された年以降の贈与に暦年課税制度はご利用できません)。
贈与税の税務上の取扱い等については、最寄りの税務署や税理士等の専門家にご相談ください。
※相続時精算課税制度については、2024年1月1日以降法改正により、現行の基礎控除(累計2,500万円)とは別途、課税価格から基礎控除年間110万円を控除できるようになります。

贈与税の速算表(2015年1月1日以後の贈与)

基礎控除後の課税価格	【特例贈与財産(特例税率)】 (18歳以上の者*1が直系尊属*2から贈与を受ける場合)		【一般贈与財産(一般税率)】 (左記以外)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超400万円以下			20%	25万円
400万円超600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

- *1 18歳以上の者とは…財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者に限ります。
- *2 直系尊属とは…父母・祖父母など贈与を受けた人(受贈者)より前の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養父母も含まれます。叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

2015年1月からの改正により、子(孫)が父母(祖父母)からの贈与を受けやすくするために、20歳*以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産にかかる贈与税率が新設されました。
これにより300万円(基礎控除後)超4,500万円以下の税率構造が緩和されました。

- * 2021年4月1日からは民法改正(成人年齢引き下げ)に伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げられました。

贈与税額の例

18歳以上の子どもが親から贈与を受けた場合の贈与税の計算例

- 310万円の場合 $(310万円 - 110万円) \times 10\% = 20万円$
- 1,000万円の場合 $(1,000万円 - 110万円) \times 30\% - 90万円 = 177万円$

基礎控除後の課税価格

贈与税の早見表(2015年1月1日以後の贈与)

贈与金額 (基礎控除前)	【特例贈与財産用(特例税率)】 (18歳以上の者*1が直系尊属*2から贈与を受ける場合)		【一般贈与財産用(一般税率)】 (左記以外)	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
110万円以下	0	—	0	—
200万円	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円	19万円	6.4%	19万円	6.4%
400万円	34万円	8.5%	34万円	8.5%
500万円	49万円	9.8%	53万円	10.6%
600万円	68万円	11.4%	82万円	13.7%
700万円	88万円	12.6%	112万円	16.0%
800万円	117万円	14.7%	151万円	18.9%
900万円	147万円	16.4%	191万円	21.3%
1,000万円	177万円	17.7%	231万円	23.1%
1,500万円	366万円	24.4%	451万円	30.1%
2,000万円	586万円	29.3%	695万円	34.8%
3,000万円	1,036万円	34.6%	1,195万円	39.9%

- *1 18歳以上の者とは…財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者に限ります。
- *2 直系尊属とは…父母・祖父母など贈与を受けた人(受贈者)より前の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養父母も含まれます。叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

! 本資料に記載した税務の取扱いについては、2023年4月30日現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
なお、個別の税務の取扱いにつきましては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。